

# 経済産業省との交渉の記録

日時 2004年6月21日 am13:00-14:50 場所 衆議院第1議員会館第4会議室

経済産業省資源エネルギー庁側 5名 :伊原智人 (電力・ガス事業部電力市場整備課課長補佐)、伊藤隆庸 (電力・ガス事業部原子力政策課企画調整一係長)、石上庸介 (核燃料サイクル産業課課長補佐)、大隅一聡 (電力・ガス事業部原子力政策課法令制度一係長)、伊藤春樹 (電力・ガス事業部電力市場整備課經理一係長)

若狭ネット側約 30名 (紹介議員は山本喜代宏社民党衆議院議員)

(以下の速記録は、若狭ネットの責任で編集したものであり、参加者に発言のチェックを得たものではありません。)

\*\*\*\*\*

2004年6月1日

経済産業大臣 中川 昭一 様

資源エネルギー庁長官 日下 一正 様

## 再処理を前提とした原発優遇措置に関する質問状

経済産業省の総合資源エネルギー調査会・電気事業分科会では、制度・措置検討小委員会で電力自由化の下での原発優遇措置を検討しています。他方では、総合資源エネルギー調査会・需給部会で2030年までの長期エネルギー需給見通しを策定中であり、原子力委員会では「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「長計」)の見直しに入ろうとしています。しかし、制度・措置検討小委員会では、すでに破綻した長計に基づいて六ヶ所再処理工場の操業を前提とする全量再処理路線のまま、来年4月以降の制度措置を策定しようとしています。これは長計見直しの議論を拘束するだけでなく、発電時点でのコスト回収の原則を崩し、次世代に大きなツケを回すものです。そこで、貴職に質問致しますので、6月21日の交渉日までに文書回答されるよう強く求めます。

共同提出団体 個人：55グループ、171個人 (2004年6月20日現在) (6月22日時点で6個人追加)

【北海道】川尻、館崎、三浦、【青森】日本基督教団奥羽教区核燃料サイクル問題小委員会、花とハーブの里、日本キリスト教団八戸北伝道所、池迫、岩田、梅北、菊川、平野、高田、川村、杉山、種市、千葉、今井、山内、山田、下館、向中、小泉、鈴木、野坂、【福島】双葉地方原発反対同盟、石丸、【東京】原子力資料情報室、たんぼぼ舎、日本キリスト教協議会(NCC)平和・核問題委員会、原子力行政を問い直す宗教者の会、未来を考える会、日本消費者連盟、東京電力と共に脱原発をめざす会、富山、西原、東海林、島、さとう、古荘、古荘、柳田、安達、天笠、斎藤、熊谷、【千葉】原発いらん！ちば、松丸、崎山、吉野、吉橋、小崎、【神奈川】羽角、小沼、中森、橋本、高良、渡辺、【茨城】反原子力茨城共同行動、根本、藤井、【埼玉】稲月、田中、成田、成田、野口、【新潟】原子力発電所と放射線障害を考える新潟県医師・歯科医師の会、大西、【静岡】浜岡原発を考える静岡ネットワーク 長野、【愛知】核のゴミキャンペーン・中部、安楽、村上、岡田、伊藤、【長野】西村、【岐阜】謙松、【福井】つるが草の根の会、つるが反原発ますほのかい、R-DANネットワークつるが、「止めなくちゃ！げんぱつ」連絡会、石地、増田、松下、山崎、田代、芦野、西條、岡村、【滋賀】池野、【三重】福岡、【兵庫】安全食品連絡会、さよならウラン連絡会、原子力災害を案じる阪神間住民の会、環境と原発を考える研究者の会 神戸、反原発神戸地区研究者の会、原発の危険性を考える宝塚の会、鈴蘭台食品公害セミナー、田村、稲田、中川、田中、橋本、小坂、浜崎、加納、寺西、北川、振津、建部、井上、荒木、安田、成木、辰野、熊沢、高橋、立間、奥平、田辺、池本、津村、井上、梅尾、【京都】京都原発研究会、グリーンアクション、山田、宮地、宮地、山田、小倉、原、【大阪】ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン、ウメチカフォーラム、日高原発に反対する大阪の会、ヒバク反対キャンペーン、地球救出アクション 97、若狭連帯行動ネットワーク ままはぶん、国際女性年連帯委員会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、科学技術問題研究会、前田、長沢、久保、久保、久保、定森、猪又、三田、三田、中井、浅井、山崎、稲岡、森本、清水、道脇、松本、池内、真野、中嶋、ルパップ、鈴木、岡村、石津、小村、小村、小森、笠原、富田、富田、佐藤、西尾、秋山、門林、山科、山本、奥村、大谷、山本、小村、小村、阪田、高田、山本、木下、鎌橋、池田、【奈良】反原発奈良教職員の会、奈良脱原発ネットワーク 堀田、中西、上島、梅本、中西、【和歌山】つゆくさ・大地の会、今津、住吉、山崎、寺井、【広島】脱原発へ！中電株主行動の会、溝田、脊尾、【山口】原発いらん！山口ネットワーク 武重、三浦、【高根】高根原発増設反対運動、芦原、【香川】松浦、【愛媛】原発さよなら四国ネットワーク、原発さよならえひめネットワーク、原発なしで暮らしたい松山の会、伊方原発反対八幡浜市民の会、八幡浜原発から子供達を守る女の会、放射能を憂慮する市民の会、愛媛環境ネットワーク 伊方原発反対八西連絡協議会有志、新居浜風の会、阿部悦子と市民の広場、斉間、斉間、近藤、阿部、大本、古茂田、垂水、垂水、泰、渡部、渡部、大野、【鹿児島】小川 (個人名は姓のみ掲載)

## 1.原子力長期計画見直しとの関係について

(1)現在検討中の原発バックエンド費に関する制度措置は、現行長計を前提にしているとのことですが、長計は破綻し、第2再処理工場建設計画の見直しが議論され、六ヶ所再処理工場のウラン試験も延期されています。現行長計を引きずったままでの制度措置の検討は原子力政策の硬直化を招く恐れがあります。原子力委員会で長計策定作業が始まろうとしている矢先に、経済産業省が全量再処理・プルサーマル路線の現行長計を推進するためだけの制度措置を策定するのは長計見直しの自由な議論を妨げるものだと私たちは考えますが、いかがですか。

コスト等検討小委員会での試算では、経済産業省も認めるとおり、原発の収益性をより良く表す運転年数16年の法定耐用年発電単価で、原発はLNG火力に負けており、LNG燃料費の低下を考慮すればその差がさらに開くことは明らかです。有価証券報告書に基づく発電単価でも負けています。電力自由化の下で電力会社が原発優遇措置を求めるのはこのためだと私たちは考えますが、いかがですか。

また、一連のデータ改ざん、ひび割れ隠し、不正工事などで電力会社への信頼は地に落ちています。東京電力に続き、関西電力でも最近、運転優先・コスト削減のための検査の不正が発覚しています。

新しい長計が策定されるまで、制度措置の策定を検討段階にとどめ、六ヶ所再処理工場を動かすべきかどうか、再処理・プルサーマル路線をこのまま強引に進めるべきかどうか、国民的な議論をするのが先決だと、私たちは考えますが、いかがですか。

長計見直しの結果、六ヶ所再処理工場の運転を凍結するとの方針が打ち出された場合には、現在検討中の制度措置が水泡に帰します。バックエンド対策を長期にわたり放置してきたにもかかわらず、長計見直しで、制度措置を検討するための前提条件が変わる可能性があるにもかかわらず、なぜ今、制度措置の策定を急ぐ必要があるのですか。

<伊原> 経済的措置の検討については、昨年10月に閣議決定、すなわち政府として決定されているエネルギー基本計画の中にも平成16年末までに経済的措置を含む制度措置について検討を行い、措置を講ずることと書かれており、そういう中では、現時点で制度措置の検討を進めることは適切であり、そういうやり方が適切であると考えています。収益性の議論については、必ずしも原発優遇措置のために今の議論をしているというよりは、あるべき措置は今のエネルギー環境の中で何かというのを議論しているわけで、今議論していること自身に問題があるとは考えておりません。長計との関連については、先ほど申し上げたとおりであり、こういう議論が18日の分科会であったことは事実です。

(2)現行長計でも「柔軟な対応」が記されておりましてや、長計見直しが叫ばれる下では、六ヶ所再処理工場計画の現段階での凍結、プルサーマル計画の中止、脱再処理・ワンススルー路線への転換、脱原発政策への転換など原発・核燃料サイクル政策に関する様々な選択肢の下での制度措置を種々検討し、経済産業省として再処理・プルトニウム利用政策見直しの議論に資するべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

<伊藤(政策課)> 今の長計では核燃料サイクルを進めるということは基本的考え方であるとなっておりますし、昨年10月に閣議決定されましたエネルギー基本計画においても核燃料サイクル自体を進めることは国の基本的な考え方であるとしております。今の時点で経済産業省として政策自体を転換するという考えではございませんので、いろんなご意見があるということは承知しておりますが、それはまさに今の原子力委員会での議論の中でいろいろなされていくものだと理解しております。

## 2.制度措置の前提条件について

(1)コスト等検討小委員会に出された電気事業連合会のバックエンド費試算では、まだ法的に認められていないクアランスレベルを導入して廃棄物処分費を2000億円浮かし、MOX燃料加工や返還廃棄物貯蔵に伴う廃棄物の六ヶ所村集中貯蔵を仮定して1200億円浮かしています。また、深地層処分の岩盤強度が想定より弱く、地下水流速が速ければ2200億円程度高くなるとも推算されています。さらに、電事連は、処分施設の線量目標値の緩和、保守点検項目削減、廃棄物管理規制の一層の緩和など安全規制緩和によるコストダウンを求めています。このように、バックエンド費はその安全規制や立地点の技術的・政治的特性に大きく依存しており、前提条件を変えればコスト試算値も1兆円規模で変わる曖昧なものだと私たちは考えますが、いかがですか。実際のコストが試算値より大きく増えた場合には未回収金が生じますが、その場合、経済産業省としてどのような責任をとり、電力会社に発生者責任をどのようにとらせるつもりですか。

<石上> ご指摘の通り、試算につきましては将来のことでもありますので、変動する可能性がございます。ですから、安全規制・基準の動向でありますとか、事業者による事業の合理化ですとか、いろんな想定の方によって変動はするということは小委員会においても指摘はされておりまして、それに基づいて、どのぐらいどのような点で影響があり得るかということについて検討をして頂いたということでありまして、当然これは数十年先以降のものもございますので、一定の変動というのは当然あるものだと、ただ、今現在ある知見なり見通しに基づいて見積もっている、その方法につきましては、それはそれで合理性のある

ものだという評価を小委員会では頂いた。要するに、現在の知見をフルに活用してやったということでございます。ですから、我々としては、曖昧といいますか、変動しうるものかどうかは考えますけれども、必ず何円になるというもので当然ございませんので、理解を頂ければと我々としては考えております。

<伊原>変動しうることについては、そういう点を留意する必要はあると思います。18日の分科会に中間報告の案として提示しています中にも電気事業分科会の中の意見として書かれておりますけれども、大きな計画変更、大きな事情の変更で積立額や料金原価への影響について、変動による影響については、それがどういうものの理由による変動なのかということについて第三者的な立場の委員会等の意見を聞いた上で、その変動を積立金や料金に反映すべきかどうか、反映する場合でもどのように反映するかということについての判断をすることが適当と書かれていますが、そういう認識で制度は作っていかれるべきというのが、現時点での我々としての認識でございます。ただ、その詳細な制度につきましてはその報告案の中にも書かれておりますとおり、今後の検討の中でより詳細は詰まっていこうというふうに認識しております。

(2)経済産業省は、原発のバックエンド費の一部未回収問題について、総括原価制度の下で将来の曖昧なコストを料金原価に算入させなかった責任は政府にあり、それを是正する。発生者責任によるコスト負担、受益者負担による発電時点でのコスト回収、世代間公平性と透明性の確保を原則とする。」と主張していますが、現在検討中の制度措置の内容そのものがこの原則に反すると私たちは考えますが、いかがですか。経済産業省として、他から指摘される前に自らその問題点を国民の前に明らかにし、信を問うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

<伊原>バックエンド事業にかかる費用につきましてはバックエンド事業の特性から措置が必要だということで検討を進めてきておるところでございますけれども、その検討を進めている主な場でありました制度措置検討小委員会、その後の電気事業分科会においても、発生者責任によるコスト負担、受益者負担による発電時点でのコスト回収、世代間公平性と透明性の確保といった前提で今ここに書かれておりますような制度の案ができていくというふうに認識しておりますし、そういう意味では、この原則に反しているものがなされているとは考えておりません。

(3)再処理操業費のうちガラス固化体貯蔵費およびTRU廃棄物(超ウラン元素を含む放射性廃棄物)処理貯蔵費については、英仏再処理委託分はすでに再処理引当金に算入されており、六ヶ所再処理工場分1兆5200億円についても見積りができた段階で残滓処理(高レベル廃液のガ

ラス固化処理貯蔵)単価の中に繰り入れて自動的に再処理引当金に算入されることとなるため、法制度上は手当済みだと私たちは考えますが、いかがですか。これをなぜ、再処理引当金制度の法制度の枠内で処理せず、未手当分または未回収金として今回の制度措置対象に含めるのですか。

<伊原>少なくとも現時点で、これらの六ヶ所再処理工場分というものが今現在の再処理引当金の対象になっていないということは事実でありますので、それをどうするかというのが今の議論だと思っております、今入っているから入れないという議論と、今回新たに入れるという議論は、いずれにしても入れるべきかどうかという議論であり、現時点では我々はこれは入っていないという整理をしておりますので、今回新たに制度化すべきだという考え方で整理をさせて頂いております。

(4)フランスの再処理工場UP2とUP3(各800tU/年)での再処理実績は、それぞれ1.0万tU(1976～2001の26年)と0.7万tU(1989～2001の13年)であり、2002年分の0.1万tU(UP2とUP3の計)を合わせても合計1.8万tUにすぎません。UP3のコピーである六ヶ所再処理工場では40年間800tU/年のフル操業で3.2万tUの使用済核燃料を再処理することが想定されていますが、電力会社と日本原燃の間では1万tU程度の契約しかないではありませんか。合計3.2万tUを再処理するとの契約書が存在しなければ、3.2万tUを六ヶ所再処理工場で再処理するという大前提が成り立たないこととなりますが、いかがですか。

<石上>確かに電力会社と日本原燃さんとの間で今、3.2万tUを処理するという契約書はたぶんないんじゃないかと思いますが、私もあると聞いたことがありませんし、そこは確認しておりませんが、そこは、一定の前提を置いて試算をするということであり、かつ、その試算も元になったものが、事業者による試算であると、事業者のほうで今後、今行われているバックエンド事業というものを計画的にやっていくと考えたときにどういうふうになるかというのを、細かく事業毎に事業者さんのほうで具体的にあるいは将来の見通しあるいは想定で見積もられたものでありまして、事業者さんのほうでも今、再処理事業をやっていくという意思を示しておられるようでございますので、全くの絵空事というわけではないと、だからといって、必ず何十年後の行為を電力会社が必ずそうすると今約束しなければいけないとかそういった話とは違いますので、あくまでも先を見通したときに一定の前提で試算をするときにそういった想定を置いておることでありまして、これは今具体的に契約を結んでいる、結んでいないということとは直接は関係ない。事業者がそのつもりで、そういう想定を置いて見積を行っているということで、今回の検討においてはそれで十分であると私は考えております。

(5)六ヶ所再処理工場を稼働させなければ、18.8兆円の総バックエンド費の大半は発生せず、2004年度末までの既発電分を含めて、英仏再処理委託分を除き、現在検討中の制度措置は不要です。再処理工場による日常的な放射能汚染、労働者被曝、重大事故の危険もなくせます。さらに、原発の運転を止めて脱原発へ進めば、使用済核燃料は新たに発生せず、これ以上のバックエンド費の発生もありません。次世代にこれ以上大きな負担＝負の遺産を増やすこともありません。長計見直しの中でこのような選択肢を検討すべきであり、長計見直しが済むまで、制度措置の策定を急ぐべきではないと私たちは考えますが、いかがですか。

<伊原> 制度措置の策定については冒頭に申し上げたエネルギー基本計画における平成16年末までに検討し措置を講ずるという中で検討が進められているものでございまして、先ほど申し上げましたように6月18日の分科会で、同様の意見が出たとすなわち、長計見直しが済むまで急ぐべきではないという意見が出たことは認識しておりますが、現在の制度措置の検討につきましては、先ほどの平成16年末という期限の中で我々は進めているというふうにご理解頂ければと思います。

(6)2010年頃から発生する使用済核燃料の半数以上、計3.4万tUが中間貯蔵されるとの想定ですが、これらについては再処理契約は存在しません。再処理契約がなく再処理単価や残滓処理単価が曖昧な状態でも再処理引当金の積み立てを認めるのですか。また、中間貯蔵される3.4万tUのバックエンド費は、全量再処理と言いながら再処理先が未定なため、発電時点で未回収のまま次世代へ先送りにされます。これでは、経済産業省は過去の過ちを再び犯すことになり、無責任だと私たちは考えますが、いかがですか。この際、少なくとも再処理契約のない使用済核燃料についてはその発生を認めず、原発の運転を止めるのが、経済産業省として責任ある姿勢だと私たちは考えますが、いかがですか。

<伊原> 3.4万tUの再処理契約は存在しておりません。現在のこの分科会の報告の中でも書かれていますとおり使用済核燃料の中間貯蔵費用および3.4万tUの再処理の費用は見積に入っていないということが前提でこの報告書も書かれていますし、そういう意味では積立が曖昧な状態で認められているというわけではないと認識してございます。

<伊藤(政策課)> 原子力長期計画の中で、2010年度頃から今の六ヶ所再処理工場に続く再処理工場の検討ということを始めるといことになっておりまして、我々としては今の六ヶ所再処理工場の実績等を踏まえてそれらが

2010年度あたりから次の再処理工場の計画が検討されるものと理解しております。

### 3. 検討中の制度措置について

(1)第4回制度・措置検討小委員会では、未手当バックエンド費について、④2005年3月末までの既発電分を送電線の託送スキームを使って15年間で回収し、⑤2005年4月以降の将来発電分を40年間で回収し、⑥電力会社内で社内留保されてきた使用済核燃料再処理引当金および原子力発電施設解体引当金とともに、回収金をすべて外部組織へ拠出する方向で議論が進んでいます。未手当バックエンド費8兆7000億円のうち、MOX燃料加工費、ウラン濃縮工場バックエンド費、使用済核燃料中間貯蔵費の計2兆4400億円については制度措置の対象外とし、輸送・貯蔵費2兆1100億円についても対象外にするかどうかを検討中です。使用済核燃料中間貯蔵費を対象外にするのであれば、それと同じ理由で、すべての放射性廃棄物の輸送・貯蔵費を対象外にすべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

さらに、本来再処理引当金で積み立てるべき再処理操業費のガラス固化体貯蔵費とTRU廃棄物処理貯蔵費の計1兆5200億円も対象外にすべきであり、結局、制度措置を検討するとしても、その対象とすべき未手当分は、再処理施設と返還廃棄物管理施設の廃止措置費およびTRU廃棄物処分費の計2兆6400億円(うち既発電分1兆2800億円、将来発電分1兆3600億円)に限定されると私たちは考えますが、いかがですか。

<伊藤(政策課)> 今回措置を講ずる場合に、18.8兆円のうちすでに手当てされているもの以外の費目について、その性質等を詳細に検討しどうすべきかというのが制度・措置検討小委員会でも議論されたことと認識しておりますが、輸送および使用済核燃料中間貯蔵費用以外の貯蔵にかかる費用については、これまでの引当金制度では対象外と整理されていたところですが、その考え方を新たな引当金制度では、とりあえずもう一度きちっと見直そうという中で議論されておりました。その中で、具体的な中身を検討していくに当たって、バックエンド措置の必要性の根拠となっている超長期性とか費用の大きさといったその費用の性質等に照らし合わせて今回引当金の対象とすべきものとして何が必要かという議論の結果、今の分科会報告で書かれていますとおり、貯蔵費については、基本的には中間貯蔵のように再処理に直接関わらないものを除いては対象とし、輸送費については、国内再処理施設等からの輸送費用については認めるべきというような結論に至っているというふうに認識しております。

(2) 特定放射性廃棄物(高レベル放射性ガラス固化体)に関する拠出金導入の際には、料金原価算入時点(2000年)より前の未回収金は、2000年度以降の14年間(2000年

に215、2001～2013年に毎年115)にわたり9電力会社の発電費として料金原価に算入され、拠出される方式になりました。特定規模電気事業者PPS(電力自由化で新規に参入した電気事業者)の電力需要家には課されません。

使用済核燃料再処理引当金導入の際には、料金原価算入時点(1986年)より前の再処理引当金相当の金額は料金原価として回収されないままです。実決算に計上された1981年度以降、1985年までの5年間の積立金は料金原価として回収されないまま電力会社によって積み立てられてきたと言えます。

原子力発電施設解体引当金導入の際には、料金原価算入時点(1989年)より前の解体引当金相当の金額は料金原価として回収されないまま電力会社が積み立てたと言えます。解体放射性廃棄物処理処分費が2000年度に総見積額へ追加計上されましたが、それより前の発電分に対応する処理処分費用は料金として回収されないまま電力会社によって積み立てられています。

このように総括原価方式の下でも、未回収バックエンド費の既発電分については、料金原価への算入が認められないまま、また、PPSへの転嫁が認められないまま電力会社によって積み立てられてきました。今回の既発電分に対しては、なぜ、従来とは異なる特別な制度措置が必要なのですか。国民が納得できる理由を説明して下さい。

**<伊原> 事実関係としては、そのような事実関係だと思っております。それではなぜ今回、従来と異なる特別な措置が必要なのかというご指摘ですけれども、今回のバックエンドの措置につきましては、昨年2月の電気事業分科会で指摘されていますとおり、自由化範囲の拡大という状況の中で、世代間の公平を図るといった観点に加えて、受益者負担、競争中立性といった観点を踏まえて、今回は、一般電気事業者の需要家のみならず自由化後にPPSから供給を受けることになった需要家も含めた形で電気料金として回収することが妥当だという議論がなされているというふうに認識しております、それが今回の報告にも明記されている状況だと思っております。**

(3)別途積立金と原価変動調整積立金は電力9社計でそれぞれ約1.1兆円と約1.9兆円、計約3.0兆円(平成15年3月末現在)にのぼります。これらはそれぞれ当時の通産大臣の要請を受けて電力会社が円高による為替差益および石油価格値下がり益を積み立てたものであり、両積立金とも、商法上の任意積立金であるため、燃料費等の原価が高騰し、10%配当等を前提とした期間収支が不足する場合などに、株主総会の決議を経て取り崩す。(第3回制度措置検討小委員会参考資料2)とされています。

しかし、これらの積立金は総括原価方式で電気料金が決められるという条件下で円高や石油価格値下がりという歴史的条件下によって発生した「利益」であり、電力消費者が電力会社に過剰に支払った電気料金であり、総括原価

方式の趣旨からすれば電力消費者へ還元されるべき積立金です。したがって、総括原価方式の下で原価のバックエンド費用を料金原価に算入できなかった」という電力会社の主張に対処するためにはこれらの積立金を使うのが妥当だと私たちは考えますが、いかがですか。

また、別途積立金と原価変動調整積立金を長期間取り崩さずに残すと、電気料金を支払った世代が損をすることになり、逆の世代不公平になります。世代間不公平を是正するためには別途積立金と原価変動調整積立金を積み立てた世代がこれを用いて未払のバックエンド費を支払うのが合理的だと私たちは考えますが、いかがですか。

9電力会社の原価変動調整積立金約1.1兆円は、1983～1988年度の6年間に積み立てられた後、その後の積み立ては全く20年以上にわたり一度も取り崩されていません。9電力会社の別途積立金は、1979年度に全額取り崩された後、25年間で約1.9兆円(平成15年3月末現在)が積み立てられましたが、295億円が取り崩されただけです。これら約3兆円の積立金は総括原価方式の下で電力会社が電力消費者から一時的に預かっているという性格のものであるにもかかわらず、社内留保された積立金として20年以上運用され、利益を上げています。その意味では電力会社はこれらの積立金によってすでに十分利益を享受したのであり、これを電力会社の主張する総括原価方式の下でのバックエンド費未手当問題の解消に投じるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。そうすれば、未手当バックエンド費計2兆6400億円(うち既発電分1兆2800億円、将来発電分1兆3600億円)の問題はほぼ解消され、新たな制度措置は不要だと私たちは考えますが、いかがですか。

**<伊原> これにつきましては、制度措置検討小委員会でも議論がなされまして、この報告案にも書かれていますとおり、これらの任意積立金を取り崩したとしても、株主負担と需要家負担の間の問題であり、今回の措置で目的としております世代間の公平という観点からは必ずしもそれを実現することにはならない。ただ、別途積立金、原価変動調整積立金というのはその積立金の性質ですけれども、そもそも原価が高騰して安定配当等を前提とした期間収益が不足する場合などに電気料金の安定などを通じて需要家利益に資するものという位置づけで積み立てられているものでございますので、かかる観点からバックエンド事業も含めて将来の不確定性に対応し、安定した電気料金を実現するための重要な役割を引き続き担っているものと考えております。**

#### 4.再処理引当金について

(1)経済産業省の説明(今年5月21日)によれば、再処理引当金は退職給与引当金と同様の考え方に立ち、再処理要支払額の60%をその発電年に積み立てるのではなく、17年間にわたって100%まで毎年階段状に積み立てると

のことです。そうであれば、再処理要支払額を発電年には少ししか積み立てず、その翌年から16年間の発電時に回収し続けることになり、また、過去17年間にわたる既発電時の未回収金を回収するということになりますが、それに相違ありませんか。この再処理引当金制度そのものが、受益者負担による発電時のコスト回収および世代間公平性の原則に反すると私たちは考えますが、いかがですか。

<伊原> この引当金につきましては、企業会計及び税制上の取扱との整合性という観点から制度が作られておりまして、累積限度導入当時の退職給与引当金と同様の原価方式、ただし、退職給与引当金の場合は40%だったと思いますが、その考え方に基いて設定されている制度でございます。この引当金自身は商法上の負債性引当金というものに該当するものでございまして、ある期末における引当金残高というのは再処理に要する費用を過不足なく積み立てていくことが必要でありまして、仮に積立不足が発生するような積立を行っている場合は会計監査上問題となるというふうに考えております。で、現行の引当金省令という省令がございまして、その省令では期末に要する再処理要支払額の60%を積み立てることとしておりまして、毎年度一定数量で使用済燃料が発生した場合には上記の考え方と実際の積立額とが一致し、結果として受益者負担による発電時のコスト回収、世代間の公平を図るといふ観点からも問題がないという制度として作られているものというふうに理解しております。ただ、仮に、ある年度の使用済燃料が他の年度に比べて過大または過小に発生した場合には、この考え方と実際の積立額との間が必ずしも完全には一致しないことになりまして、先ほど申しましたように、現行の引当金制度というものが、商法上の引当金という性質を持っていること、さらに、一方で、受益者負担による発電時のコスト回収や世代間の公平を図るといふ観点を踏まえて著しい齟齬を来たさぬように措置された制度だといふふうに認識しております。

(2) 「今年の発電分から再処理しない」という方針に転換した場合、これまでに積み立てられた再処理引当金では再処理要支払額の60%しか存在しないため今年以降も残り40%の再処理引当金を積み増さない限り、要支払額を賅えず、再処理できないことになりまして、それに相違ありませんか。それとも電力会社が損金を計上して再処理するのですか。

<伊原> 現行の引当金省令という省令ではですね、まず当該期に再処理が完了した数量の要支払額、その数量を再処理するために必要な額を、前期末の残高からまず取崩して、次のその期に発生したものとあわせて発生しているものの未処理の数量の要支払額の60%から取崩後の前期末残高を控除した額、その差を積み立ててき

ております。この制度に基づいて、ご指摘のようなケース、すなわち、今年の発電分から再処理しないという場合にですね、再処理をしないこととなった年度の前年度に発生した使用済燃料を再処理する最終年度以外にご指摘の通りになると思います。しかしながら、本制度はすべての使用済燃料を再処理することを前提に創設された制度ですので、毎年度ある一定数量で使用済燃料が発生することを前提としておりまして、ご指摘のようなケースをこの制度の下で必ずしも想定しているわけではございません。

(3) 電力会社別貸借対照表(第2回制度・措置検討小委員会参考資料1)によれば、平成15年3月末現在の使用済核燃料再処理引当金および原子力発電施設解体引当金の電力9社合計はそれぞれ約2.5兆円(第1回制度・措置検討小委員会別紙1)によれば、平成14年度末残高約2.7兆円、取崩計1.2兆円)および約9千億円(同、平成14年度残高1.0兆円、取崩計13億円)になります。これらの引当金は非課税であり、電力会社の無利子の自己資本として運用され、小熊竹彦氏の試算(第3回制度・措置検討小委員会)によれば、その運用益は、再処理引当金で約1.6兆円、原発施設解体引当金で約4600億円に上ります。ところが、総括原価方式ゆえに、その運用益を引当金へ回して料金原価を引き下げようには使われてきませんでした。つまりこの運用益はすべて総括原価方式の下で発生した過剰運用益であり、電力会社への優遇措置以外の何者でもないと私たちは考えますが、いかがですか。電力会社は総括原価方式の下でこのようなばらばら儲けをしてきたのですから、総括原価方式の下で未回収金が生じたというのであれば、その儲けで相殺して当然だと私たちは考えますが、いかがですか。

<伊原> これも制度・措置検討小委員会で明示的に議論されている点でございますけれども、各引当金制度の仕組みを踏まえれば、その運用益利息益相当分を確保する制度とはなっていないことが、これらの引当金により資金調達コストが抑えられ、料金の引き下げなどを通じて消費者に還元されてきたということが小委員会の中では認知され、運用利息益相当額を勘案する必要はないという結論に至っており、この中間報告案の中でも同様の結論が記載されて、18日に議論されております。

以上

質疑応答 \*\*\*\*\*

<質問> 再処理引当金について資料請求した結果についてですが、2002年度末の再処理要支払額が5.7兆円で、対応する使用済核燃料が1.9万tになるので、平均の再処理単価は3.0億円/tになるということについては、その通りだと確認して頂いた。ただし、契約内容については守秘義務があるため、コメントは差し控えるとのことだった。ところ

が、英仏に対する取崩が基本的にこの取崩額の1.2兆円ですよね。

<回答> いや、英仏だけでなく JNC (視核燃料サイクル開発機構) もあります。

<質問> そうですか。それは置いておいて、英仏再処理単価を電事連の資料で1.5~2億円なので、約2億円/ㄲ少し高めに設定すると、1.2兆円が英仏再処理の要支払額になり、六ヶ所の分が1.2万ㄲで4.3兆円となる。ただし、ここにはJNCの分が考慮されていないこととなりますが、JNCの分はどれくらいですか。

<回答> 今手元に数値がありません。

<質問> 大きな影響はないと思うが、そうすると六ヶ所再処理工場の再処理単価は3.6億円/ㄲになります。(後日調べると、今年6月中旬現在でJNCでは累計受入量1136ㄲ、累計再処理量1052ㄲ、2002年度末の累計再処理量は1009ㄲであり、これを英仏と同じ再処理単価とすれば、六ヶ所分は1.1万ㄲで4.1兆円となり、再処理単価は3.7億円/ㄲになりほとんど変わらない。)1999年の通商産業省時代に再処理契約から再処理単価を3.51億円/ㄲとしていたが、そのオーダーと合うんですね。そうすると、六ヶ所再処理工場の再処理単価の平均はこの程度だろうと考えられるんですが、これはそういうデータだと見なして間違いはないですか。推計上、こういう計算をして間違いがあるということではないですか。

<回答> あのー、単純な足し算、割り算でやられているという点で言えば間違いはないと思います。こういう仮定で計算をされれば、こういうことになるかと思いますが、いずれにしても、じゃあ、六ヶ所再処理工場の再処理単価は3.6億円/ㄲですよねということについて、我々のほうからイースともノーとも答えられません。

<質問> それはそつだと思ふ、それでね、英仏のほうでは、ガラス固化体の貯蔵費とかTRU廃棄物処理貯蔵費とかが入って2億円/ㄲなんですよ。電事連もコスト等検討小委員会での1月報告(バックエンド事業費の海外との比較)で3.

2万ㄲの再処理費を905百億円と見なして、つまり、ガラス固化体の貯蔵費等を入れて再処理単価を2.83億円と評価しているんですね。そうすると、この3.6億円/ㄲにはそれがまだ入っていないので、それを入れると2割増(制度措置検討小委員会資料に基づく)になり、4.3億円/ㄲになります。電事連は3.2万ㄲで平均化して再処理単価を評価して英仏再処理単価と大差はないと言っているが、実際に契約している契約段階での再処理単価は4億円/ㄲになるんですよ。

<回答> これが正しければね。

<質問> 正しいんですよ。

<回答> 正しいですよと断言されちゃあ困ります

<質問> 再処理引当金として電力会社が積み立てているお金で計算したら、現在六ヶ所再処理工場で契約している再処理単価は公表されていないんだけど、こういう形で推計できるわけですよね。

<回答> 推計されたということはわかります。

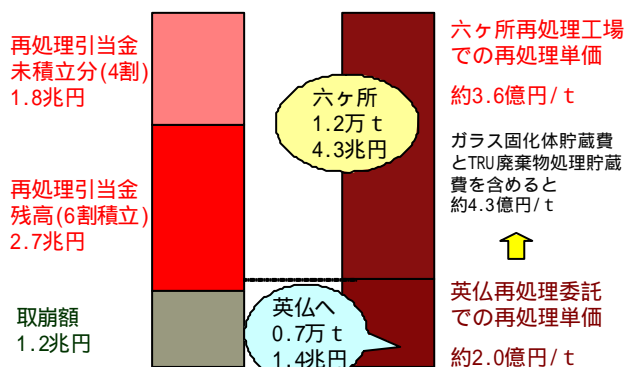
<質問> 実際の再処理単価は公表されていませんが、公表されている再処理引当金から再処理単価を逆算すれば、実際の契約での再処理単価は2億円/ㄲのレベルではなく、4億円/ㄲのレベルなんですよ。そういう実態が一方であって、それで運用しておきながら、他方で、再処理単価というのは2億円程度で安いですよというのは、国民を欺く行為じゃないですかと言っているんです。違いますか。

<回答> 今回出されている数字が正しいかどうかということは、繰り返しになりますけれども、イースもノーも申し上げられるわけではない。

<質問> 立場上 そうかも知れませんが。

<回答> 2.83億円/ㄲという単純に割った数字が電事連から出されていると思いますけれども、42年間ずっと同じ割り算をすればそうなりますというご指摘だと思います。今回、制度措置というか、分科会での議論の中でも申し上げているんですけれども、これまでの現行の制度というのは、日本原燃と各電力会社との間の契約、国民の契約で、それを国がチェックするというやり方でやらして頂いております。これは、この制度ができたあと、全体のコストというのが見積もれない中で、一体いくらならその単価として適切かという議論について日本原燃と民間電気事業者の間の契約をチェックしていくというのが前提でした。今回新しい制度を作るに当たってはですね、せつかく全体のコストを見通すことができたわけですから、できる限り皆というか、これから将来の消費者を含めて、全員の需要家が公平になるように単価も設定すべきだろうということで、このあいだ分科会等の資料で出しております数字につきましては全体で割った数字がこれから単価として使うべき数字だろうと思っております。それと現行の制度を比較し

$$\begin{array}{l} \text{再処理要支払} \\ \text{額 5.7兆円} \end{array} \bigg/ \begin{array}{l} \text{使用済核燃料累計} \\ \text{発生量 1.9万ㄲ} \end{array} = \begin{array}{l} \text{再処理単価} \\ \text{約3.0億円/ㄲ} \end{array}$$



2002年度末の再処理要支払額、使用済核燃料発生量、再処理単価

ますと、現行の制度は、あくまでも全体が見積もれない中で民間事業者がコストを回収するための必要な回収の費用を民衆の契約の中でやられていたという意味では、おそらくこのあいだの東電の勝俣委員の発言などを踏まえれば、当初の何年かで固定費が一定程度回収されるような形での単価設定がなされていたものと推定されますので、全体の延べの平均と比べれば、高かった単価になっていたとは言えると思います。すなわち、40何年間ずっと見通せて出てくる単価とこれまでの契約における単価というのがずれることはあり得ることだというふうに私は申し上げております。

< 質問 > 今非常に重要なことを言われたんですが、再処理引当金でこれまで6割積み立ててきましたよね。その再処理単価はこれまで3.6億円/ tでやってきたと・・・

< 回答 > いや、そうは言っていません。

< 質問 > 言ってないですけど、結果として、3.6億円/ tになるような金額がそうですね。

< 回答 > ですから、そちらで推計された数字は、これはこれでいいですが・・・

< 質問 > こうなる と、コメントは出ないとしてもね。3.6億円/ tで計算していると思いますけども・・・

< 回答 > いやそれは、議事録に「ウンとうなずくとか書かれると困りますから・・・ (笑い)

< 質問 > 書かない、書かない。こちらの見解として3.6億円/ tで計算してきたと我々は考えているんですけど、2005年以降の再処理単価というのは、3.2万 tを全部2046年まで再処理するということを前提とした再処理単価で引当金を計算されるということですか。

< 回答 > 今後、詳しい制度は設計していくことになりましたけれども、このあいだ来、分科会等を出しています数字がありますよね。kWh当たり何銭という形でお示ししている数字の前提は長期間、すなわち40年間の操業を前提にあの六ヶ所再処理工場で3.2万 tが処理されるコストで全体を見通して全体の処理量で割り戻して出している数字でございます。

< 質問 > そうするとね、2004年までの34～40銭/kWhというのは、現在の再処理引当金の制度で計算されたやつですね。

< 回答 > そうです。

< 質問 > それが13銭/kWhになるとというのは、3.4万 tが再処理されずに放置されることになるんで、使用済核燃料の一部だけが再処理対象になるということから再処理発電単価が出てくると思っていたんですが、そうではなくて、再処理単価そのものが変わるということですか。

< 回答 > きちっとご説明した方がいいと思いますんで、マスコミなどで聞かれればご説明しますし、今ここでもご説明しますが、34～40銭/kWhがなぜ13銭/kWhになるんだとこれはたぶん普通に皆さん、持たれる疑問だと思います。これについては大きな要因は、要因はいくつかあるんですけども、大きく下がる要因の一つは今まさしくお話のありました、これまで積立額といいますのは単価×数量で積立額を求めてきました。その間に割引率というのが入るわけですけども、じゃあ、数量を見てみますと、これまで毎年出てきたものは全数積み立てていました。よって、その年に出るものは100積み立てていました。それに対して今回出した試算はあくまでも再処理の計画が明確になっていることを前提としておりますので、例のスケジュール表で途中から貯蔵に回る部分が出て参ります。すると、貯蔵に回る部分というのは少なくとも再処理の計画が現時点では明確になっていないものという理解ですので、その分を積み立てるという前提で計算するのはおかしいだろうということで、その部分は量的には入れないで積立を考える必要がある。それをじゃあ、全体で見てもみますと、約2万 tが貯蔵に回り、1.8万 tが、これから出てくるうちの1.8万 tが再処理に回るという意味で、約半分以上の分は今回の対象には入っておりません。もちろん、その分、積立の額は減ります。それが一つ大きいのと、今ひとつは今申し上げましたような単価が下がる。そういうことが、これまでの現行制度で可能だったチェックから、今回数字が全体出てきたことに伴って制度として導入すべき単価ということと比較した場合に、おそらく下がるだろうということで、少なくともあの計算ではそれを単純に計算していますので、下がっているということでございます。別にその件、隠していたことでは全くありませんし、皆さんにご説明させて頂いたわけでありまして。

< 質問 > これまでの再処理引当金制度でいうと34～40銭/kWhになっている。それに対して、1.8万 tを再処理しない3.4万 tの比からいくと、大体13銭/kWhになるんですよね。

< 回答 > 我々の出しているkWhというのは、あくまで発電時にその費用を受益者が負担するという考え方に立っていますので、例のスケジュール表で言いますと、2036年までが六ヶ所に行く使用済燃料が生み出す発電なんですね。そうすると、そこから先は基本的にはゼロですから、そこを試算に入れるのは我々としてはおかしいだろうなと思いましたので、2036年までの比と考えています。そうしますとそれはいくらなのかと申し上げますと、約3.8万 tのうち2万 tが2036年までの発電に伴う使用済燃料のうち貯蔵に回る。

< 質問 > そうすると、再処理の割合は1.8万 tと2万 t、合計3.8万 tの1.8万 tを考えればいいんですね。

< 回答 > そうです。



## 使用済燃料発生量等の年度展開 (参考5)

年度	使用済燃料発生量 (六ヶ所向け tU)		電力量 [億kWh]
	将来発電分	既発電分 (SF輸送)	
2005	919	939 ( 846 )	8,474
2006	945	939 ( 846 )	8,600
2007	445	939 ( 846 )	8,729
2008	445	939 ( 846 )	8,858
2009	489	939 ( 846 )	8,988
2010	508	939 ( 846 )	9,118
2011	590	939 ( 846 )	9,248
2012	659	939 ( 846 )	9,378
2013	734	939 ( 846 )	9,509
2014	254	939 ( 846 )	9,509
2015	289	939 ( 846 )	9,509
2016	289	939 ( 846 )	9,509
2017	789	939 ( 846 )	9,509
2018	789	939 ( 846 )	9,509
2019	789	939 ( 846 )	9,509
2020	789		9,509
2021	289		9,509
2022	289		9,509
2023	289		9,509
2024	789		9,509
2025	789		9,509
2026	789		9,509
2027	789		9,509
2028	289		9,509
2029	289		9,509
2030	289		9,509
2031	789		9,509
2032	789		9,509
2033	789		9,509
2034	404		9,509
2035	404		9,509
2036	300		9,509
計	18,081	14,089 (12,693)	299,605

1 :この年度展開は、今回、単価等の計算をするためにコスト等検討小委員会での想定等を踏まえて設定したものの、実際の年度展開はこれと異なる可能性がある。

2 :SF (Spent Fuel)、使用済燃料。

3 :使用済燃料輸送に係る使用済燃料発生量の既発電分は12,693tU。(2004年度までに1,396tUが輸送済のため)

4 :2013年度以降は電力量が一定と仮定。

5 :端数処理の関係で、表中の値と合計が合わない場合がある。

ラ・アーク再処理工場の1976～2002年における  
使用済燃料の再処理量[ t ]

電事連のコスト試算における  
六ヶ所再処理工場の再処理計画

年	UP2の軽水 炉使用済燃 料再処理量	UP3の軽水 炉使用済燃 料再処理量	MOX使用 済燃料再 処理量	高速炉使 用済燃料 再処理量	合計
1976	14.6	-	-	-	14.6
1977	17.9	-	-	-	17.9
1978	38.3	-	-	-	38.3
1979	79.3	-	-	2.2	81.5
1980	104.9	-	-	1.5	106.4
1981	101.3	-	-	2.2	103.5
1982	153.5	-	-	-	153.5
1983	221.0	-	-	2.0	223.0
1984	255.1	-	-	2.1	257.2
1985	351.4	-	-	-	351.4
1986	332.6	-	-	-	332.6
1987	424.9	-	-	-	424.9
1988	345.7	-	-	-	345.7
1989	430.3	30.0	-	-	460.3
1990	331.0	195.0	-	-	526.0
1991	311.1	351.4	-	-	662.5
1992	219.9	448.0	4.5	-	672.4
1993	354.0	600.0	0.0	-	954.0
1994	575.9	700.4	0.0	-	1,276
1995	758.1	800.6	0.0	-	1,559
1996	862.0	818.9	0.0	-	1,681
1997	849.6	820.3	0.0	-	1,670
1998*1	806.8	821.9	4.9	-	1,634
1999*2	713	849			1,562
2000*3	805	387			1,192
2001*4	733	217			950
小計	10,190	7,039	9.4	10.0	17,248
2002*5	1,060				1,060
合計	18,289		9.4	10.0	18,308

(概数)

出典 :L'avalducyclenucléaire, Tome 1:Etude générale, OPECST, 1998.6;

\*1(1998年実績) ReprocesstoRecycle, COGEMA, 1999.1;

\*2(1999年実績) Enerpresse 2000.1.4;

\*3(2000年実績) Enerpresse 2001.1.3;

\*4(2001年実績) Enerpresse 2002.1.7;

\*5(2002年実績) Enerpresse 2003.1.7

年度	再処理量 [ t ]	再処理 量累計 [ t ]
2004	30	30
2005	270	300
2006	350	650
2007	480	1,130
2008	640	1,770
2009	800	2,570
2010	800	3,370
2011	800	4,170
2012	800	4,970
2013	800	5,770
2014	800	6,570
2015	800	7,370
2016	800	8,170
2017	800	8,970
2018	800	9,770
2019	800	10,570
2020	800	11,370
2021	800	12,170
2022	800	12,970
2023	800	13,770
2024	800	14,570
2025	800	15,370
2026	800	16,170
2027	800	16,970
2028	800	17,770
2029	800	18,570
2030	800	19,370
2031	800	20,170
2032	800	20,970
2033	800	21,770
2034	800	22,570
2035	800	23,370
2036	800	24,170
2037	800	24,970
2038	800	25,770
2039	800	26,570
2040	800	27,370
2041	800	28,170
2042	800	28,970
2043	800	29,770
2044	800	30,570
2045	800	31,370
2046	800	32,170
合計	約3.2万	

<質問> それプラス再処理単価が下がると、これで評価して13銭/kWhになるわけですか。

<回答> ええ。先ほど複合的な要因と申し上げたのは、割引率の問題がですね、これはたぶん逆に効くことになると思います。すなわち、これまでの想定のものとは変わると思います。これまでの制度から伴う、今の式で貯めていたものから取崩したものを引いて、さらにその年に生まれたものをたして、その差額を積み立てるといふ制度的なものからくる変動というものはありますけれども、先ほど言いましたように一番大きな下がる要因の2つはその2つだと申し上げて問題ありません。

<質問> ということはね、再処理引当金制度そのものを変えろということですか、6割積立という制度を。今の試算は全額100%を積み立てるといふ想定で計算されてますよね。その通りに積み立てるわけですか。それとも、再処理引当金制度の中で再処理単価だけを下げた使用済燃料を限定して積み立てるといふことですか。

<回答> 今のですね、少なくともこの分科会で出されている中間報告の案という制度を前提としますと、現行の制度ではなくて、外へ出して、外で運用するといふ制度になっておりますので、今の現行の再処理引当金制度そのままができるという制度ではないと思っております。ですから新しい仕組みにすることが前提となって運用されるということになっていると認識しております。

<質問> 今のね、再処理引当金が2.7兆円ありますよね。新しい再処理単価でやると、この2.7兆円までは外へ出す必要はないといふ議論になるわけですか。もう一辺、使用済核燃料の1.2万tぐらいですかね、2002年度末で、それに下げた再処理単価を掛けて、再処理引当金を外へ出すんですか。

<回答> いえ、少なくとも、この議論の前提は、今ある引当金は全部外へ出すものと認識しています。

<質問> そのまま出したら、新しい再処理単価で行けば再処理引当金額は下がるじゃないですか。引き当てる必要がなくなるんじゃないですか、当面は。

<回答> 今のご指摘は？

<質問> 再処理単価がね、たぶん半分ぐらいに減ると思うんですよ。今は3.6億円/tで積立ってますけども、新しい再処理単価では2億円ぐらいに下げるんですよ、たぶん。それで使用済核燃料の量を掛けて、そこの6割…、100%を積み立てるといふことになるんですか。

<回答> ですから、先ほど申し上げましたように、もう一つの変動要因で、逆に効くと申しました割引率の考え方も変わると思いますので、そうすれば必要な額というのは、

もちろん変わってくるわけでごさいます。それらをすべて勘案して、今回の新しい制度は設計しなければいけないだろうとは思っております。

<質問> ということは、電力会社にとって負担が少なくなるように制度設計されるということになりますよね。再処理単価が小さくなるから積み立てる額は少なくて済みますよね、たぶん。電力会社から出すというやつは。

<回答> 先ほど申しましたように、割引率の問題もありますし、そもそも先ほど申しましたように、この問題というのはなぜやらなければならないかという根っこのところがですね、原子力発電所を持っている電力会社優遇のためにやるというものではないというふうに考えておりますので、今後やらなければならないバックエンドに伴う費用を確実に措置するためのものという認識でございます。

<質問> 結局、再処理引当金制度、これまでやってきたやつをチャラにして、新しい引当金制度に合わせて積み立てていく、2005年以降ね。基本的な認識としては、再処理引当金2.7兆円はそのまま出すという理解でいいですね。15年間の激変緩和措置をとるのかもしれないけども。

<回答> あの一、分科会の報告を見て頂ければおわかりの通り、既存の引当金をどうするか、今のものは今のもので内部留保ですね、電力会社の中に残しておくというやり方ももちろんできるわけですがけれども、制度的にはですね。ですけれども、それはすべきではないと、一本化して外に出すべきだというのが、今頂いている分科会の報告の内容ですので、その趣旨を踏まえれば、今ご指摘のあった通り外へ出して、そのときに全部出すという整理になるのではないかと、この文章を読めばそういうことになると思います。

<質問> ということは、使用済核燃料が発生した時点で、再処理するかどうかのコストは全量積み立てるといふ制度にするということですね。今の6割積み立てて、ただだらとやる再処理引当金制度をやめて。要支払額の100%を積み立てるといふ制度に変えるということですね。

<回答> いえ、ただですね、先ほど申しました割引率という概念がもちろんありますので、100%積み立てればその分の利子が超えちゃいますので、そういう意味で100ではないと思っておりますし、その割引率の考え方が何度も申し上げておりますとおり、これまでと新しいものとは異なるという考え方の整理だと思っております。

<質問> ガラス固化体と同じような積立方式になるわけですね。2%の現在価値換算でやっているという

<回答> 高レベルの…ああ、そうですね。はい。

<質問> あの方式に切り替えるということですか。

<回答> 方式自身、拠出金と引当金は違いますので、あ

れですけど。今ご指摘のあった%の考え方は同様のものと考えて頂いていいのではないかと思います。

<質問>わかりました。そしたら、一番重要なのは、3.2万tを再処理するとい前提でコストを積み立てているというそこに行き着くんですよ、問題はね。そしたら、3.2万tを再処理している国はどこにあるんですか。

<回答>済みません。今、いきなり、話が飛んで…。最大の問題は3.2万t…

<質問>3.2万tを再処理するとい前提で再処理引当金を貯めていますけれども、3.2万tを40年間フル操業で再処理するなんてことできないじゃないですか。

<回答>できないじゃないですかと言われて、それでイエスということにはならないと思いますけれども、というのは、そもそもそれはコスト等検討小委員会の考え方がどうかという議論に戻るということになると思いますけれどもね。僕が申し上げるべきではないのかもしれませんが、一定の合理性のある数字だということで、分科会上がって、分科会でオーソライズ(承認)されて、今度の制度措置検討小委員会に上がって来ているわけですよ。

<質問>2つ問題があるんですよ。一つは、3.2万tを処理できるとい前提ですべてを計画しようとしているが、これが非常に無謀な計画であるというのが1点ね。もう一つは、3.4万tを中間貯蔵すると仰ってるが、使用済核燃料が発生したときにそれに関するコストは100%そこで出す、受益者負担だ、世代間不公平を是正すると仰ってるが、3.4万tはそのまま先送りじゃないですか。これら2つの矛盾点をどう解決するつもりなのですか。まず、最初の3.2万tを40年間フル操業で再処理するとい前提ですべてが動いているんですが、40年間フル操業で動いたとい再処理施設が一体どこにあるんですか。

<質問>関連して、東海再処理施設では爆発事故を起こしたし、うまく動いていないでしょう。普通の人には、先にやった小さなやつがうまく動いていないと、それよりもっと大きくて難しい方がうまく動くとい説明は信じられないですよ。茨城県東海村の再処理工場がうまくいっていないということの説明をきちっとしなければ、青森の再処理工場がそれよりもっと大きくてたくさんあるけども、全部完全に100%動きますと言われたって、普通の人には信用しないですよ。今現にある東海再処理施設の、日本に唯一ある東海村再処理工場のあの現状をもうちょっと素直に見るべきじゃないですかね。

<質問>六ヶ所再処理工場のコピー元のUP3の操業実績を見ると、初めの年は30t、その次が2百何十段階的に上がって行って、ある段階に達すると計画通り800tになっているんですがね。ところが10年ぐらいたると200t、300tに落ちるんですよ。UP3をコピーした六ヶ所再処理工場が

どう操業するかとい電事連の想定はね、立ち上がり段階はUP3と全く同じなんですよ。違うのは何かというと、あとは真すぐずっと800tで40年間動くということになっているんですよ。こんなばかげたことを誰が信じるんですかね。先ほど再処理単価が下がるだろうと仰いましたねえ…

<回答>皆さんがおかしいと思ってらっしゃる3.2万tが全部再処理できるとい前提で、18.8兆円という数字を前提とすれば…

<質問>いずれにしても単価が下がるとい見通して仰っているんですよ

<回答>ですから、その計算をすれば下がる、下がった数字が出てくるということです。

<質問>だけども、今、UP3の運転状況、東海のことなんか考えたらね、下がる要因なんてなくてね、むしろ上がる要因があるわけですよ。にもかかわらず、どうしてそんな馬鹿な認識をしているんですかねえ。

<回答>UP3の話は私も詳しいわけではないんですけども、10年ぐらいたって落ちてきているというのは、別に事故とかトラブルというよりは、あれは注文の問題だと私は聞いておまして、あれは結局、外国から持ってくる使用済燃料を再処理するというのを主に専門にやっておりますので、外国の顧客から注文がなければ、当然変動はするということですので、大きな工場自体のですね、トラブルとか何かの問題で操業の稼働率が極端に下がっているとかではない…

<質問>その点について2つ申しますと、まずね、日本については顧客がいつまでも40年間も続くのかということですよ…

<回答>私が最後まで聞いて頂きたかったことで、ある程度答えになるかと思いますが、コスト等検討小委員会の話になりますけれども、3.2万tを絶対処理しなければいけないとか、処理するとかではなくて、要するに一定の前提で、今の長計なり、事業者の計画に基づいて、計画的に、もしその通り順調にやっていったとしたらどうなるかという前提でやっているんですね。報告書を見て頂くと、そもそも、そういう前提の下でやったものですから、その前提がおかしいと言われてもですね、もしそうだったらどのくらいかかるかというのを試算しているわけですから、その前提じゃなかったらどうなんだと言われても、それはちょっと、今回の検討のスコープ自体がですね、そういうものでやったということですので、UP3の実際はどうかという話と直接はリンクしていません。ちょっと今、たまたま私はUP3の話の小耳に挟んだこともありましたが申し上げたけども、根本的には、今回の検討委員会の検討のスコープ自体がそうであった。ですから、たとえば、よくワンスルーのコストなんかをどうして計算しなかったんです

かとか、そういうご指摘が当然あるんですけれども、たとえば、それは今ワンスルーという政策をとったらどのぐらいで、再処理路線をとったらどのぐらいで、それでまあ経済性の比較をした上で何か政策のオプションを考えましょうという前提でこの小委員会が動いているということではなかったわけなので、今回はその検討範囲のスコープには入っていなかった。要するに電力自由化の中で、今までと同じような形でたとえば進めた場合に、再処理政策の下で事業者が事業を進めた場合にどうかということでしたので、ワンスルーのほうはしていなかったと…

<質問> ずっと運転し続けるという仮定の下で計算した話だということでしょう

<回答> ええ、そうです。

<質問> その仮定自身を皆さん方は、ああそうだと非常に合理的でもっともなことだと考えてやられてるんですね。間違いないと…

<回答> 間違いないというか、これあの、正しいとか間違いないか言っちゃうと、先のことですので、誰も、何が正しいかという言い方ではやはり難しいと思いますね。

<質問> そのときにね、科学的合理的に考えたらね、その仮定そのものがおかしいんじゃないかとか気が付くのが普通なんですけどね。

<回答> そういう意味では、普通でない人間が、そのう(笑い)電気事業分科会とか制度・措置小委員会の委員の皆さんが普通なのか普通でないかという議論にもつながりかねない話だとは思いますが、お前ら何も考えていないのかというご指摘があるかもしれませんが、少なくともこういう前提を置いてこういう数字が出てきましたと、こういう数字に基づいて制度措置を考えるということで小委員会を開催してやっております…

<質問> だから、その前提がどうなのかということを議論しないといけないんじゃないですかと言ってるんですよ

<質問> 40年間ずっとフルで動くというリアリティはあるんですか。貴方達にはリアリティを考える気はあるんですか。

<回答> 少なくともですね、現状、今回じゃあ、変動要因を全く考えないかということに関しては、コスト等検討小委員会でも変動のことは考えてありますし、制度措置小委員会でも、何らかの形、まあ明示的に書いてあるのは日本原燃の事故によるコスト増のような場合は考えて、それについては料金原価等には反映しない、すなわち需要家には迷惑は直接掛けないということは明記してありますし、そういうケースまでは考えてあるというのが、今回の報告書で申し上げられる。

<質問> 変動を考えた根拠はあるんですか。

<回答> こういう事象が起こりうるということは、それぞれコスト等検討…

<質問> どういデータを元に考えたんですか。データを出して下さい。

<回答> すみません。今何を、どの点についてデータをお求め頂いているんですか。

<質問> 3.2万 tの合理性ですよ。

<回答> ですから、私が申し上げたのは、変動することを考えていないのかと、すなわち、事故が起きないのかと、事故が起きて結果的に3.2万 tが処理できないような事態は全く考えていないのかというご指摘でしたので、全く考えてないわけではありませんということを申し上げました。

<質問> どの程度考えているんですか。

<回答> ですから、ここに書いてある範囲で考えている。

<質問> だから、微少な稼働率低下とかね。5%とかそんなオーダーだと私は思うんですよ。実際に、原発・核燃料サイクル政策として政策判断をやる場合には、現実的な判断が問題になるわけですよ。これまでの長計は全部つぶれてきたわけですよ。なぜかという反省がまずあってね。現実的に新しい技術として再処理をやるとしたら、これぐらいしか動かないかと。3.2万 tがフル操業で再処理できるという前提で政策をやるというのは極めて無謀ですよ。無責任ですよ。その結果として、2046年に、40年後にほとんど動かなくてドーナツと使用済核燃料が貯まってしまったという事態になると私は思っているんですけど。そういう事態になったときに、あんたらはどうやって責任を取るんですか。40年前のこの時点で意思決定したことが数十年後に出てくるわけですよ。そのときにね、最初の出発点で3.2万 tを全部処理できるという前提でやっておりますと、あほなことをやりましたというふうに数十年後に言うよりは、今の時点でね、そういう可能性があるのだったら、そういう政策判断するのはおかしいよということに気付くべきじゃないですか。

<回答> あのう、具体的に3.2万 t 800 t 40年ですね、そういう操業が、絶対に、これはまあパーセンテージの問題になるかもしれませんが、できない、と。じゃあ、いくら取り込めば正しいのかといった議論は少なくとも今の時点でされていませんし、少なくとも今回出せと言われた結論は一定の前提を置いてどうなのかというのを出した上で、じゃあ、それに必要な制度は何で、その制度が全体の電気事業制度全体から考えて、需要家も含めて適切なものになるようにということから出ているのが今の結論だと思います。

<質問> だから、全部がね、想定の上に成り立っているんですよ。その想定があたかも正しいかのように国民に説明

しているけど、それが成り立たないんやったら、政策そのものがおかしいということになるじゃないですか。今の年金制度と同じじゃないですか。ある想定でやればこうなると。実際には破綻するというのが目に見えているとね。そういう形で原発・核燃料サイクル政策についてもやろうとしている。と。我々が一番恐れるのは、それがゆえにね、たとえば3.2万 処理しないとペイしないということで、あの六ヶ所再処理工場をムリヤリ動かしてポーンと行ってしまったらどうするんやというのを我々は一番危惧しているんですよ。無理な目標を設定するということは、企業に対して無理な要求をするということであってね。日本原燃のあのいい加減な品質マネジメントシステムで、ああい能力しか持っていないところに年間フル操業で40年間やれと言ったら必ず無茶やりますよ。そのときに重大事故が起きたらどうするんですか。

<回答> やれと命じているものではないです。

<質問> 3.2万 での制度措置をやっているんだから、やれと言っているのと同じじゃないですか。それが無責任だと言っているんですよ。

<回答> 前提として、今回出した制度で、じゃあ、料金原価上、どれぐらいのインパクトがあるんですかと、影響があるんですか、これだって出す出さないという判断はあると思いますけど、こういうものはきちっと出してですね、議論すべきだということで、我々のほうからご提示して、分科会を含めて資料でお示して、こういう数字になります、ただ、この数字はこういう前提になってますけどどうでしょうか、というのをお計りしているところであります …

<質問> 前提はこうですよというんじゃなくて、政府としてこれが政策判断として実現可能と見るかどうかというのをね、政治家の判断として、やらないかんとところじゃないですか。

<回答> 政治家 …

<質問> 政治家。それを官僚が支えているんでしょう。これは無理やでという責任はあんたらにあるんじゃないですか。

<回答> 正確に言えば、我々ではないと思いますね。

<質問> じゃあ、誰がやるんですか。

<回答> 本当に法律を作って何かやるとなれば国会 …

<質問> 議員さんが責任だと

<質問> その言い方を聞いているとね、仮定が正しかろうが間違っしょうが、合理的であろうが不合理であろうが、私たちはとにかく与えられた条件の下で計算したらこうなりますよということを言っているにすぎないということを仰っているんですか。

<質問> ロボットやないか。

<回答> いや、私が申し上げたかったのは、この前提については隠している、たとえば、この前提をいくらかわかりませんと隠してですね、とにかくこうなると結論だけ申し上げているということではなくて、できる限り前提はこういう前提になっていますと、それがおかしいという議論は、国民的な議論でやって頂くべきだと、ここでも書いていますし、実際に原子力委員会では今後それが行われる、と。その時にはこの前提だって、この前提がおかしいということであればそういう原子力政策そのものの見直し、核燃料サイクル政策そのものの見直しの議論の中では、十分そういう議論は出てくるんだと思いますけれども、じゃあこの制度措置を考えるとどうかと言われれば、我々は与えられた中ですね、やるというのが今回課せられたタスクだと思ってこの業務をやっております。

<質問> だから、それが無責任だと言っているんですよ。

<回答> それが無責任だというのであれば …

<質問> たとえば、我々は生きていくわけね。たとえば、3.2万 処理しますよということで、実際やってみたらほとんど処理できなくてね、ほとんどが残ってしまう、そうしたらこれはどうするんですか、というのがすぐ問題になるでしょう。それと一緒に3.4万 かがそのまま残ってしまうわけですよ。それをどうするんですかというも残っているんですよ。ところがね、その制度措置をとるのはまだ数十年先だと、我々は数十年後に死んでしまっているとしますよね、数十年後、誰が残したんやということで問題になるじゃないですか。そこでまた、世代間不公平で、その当時は政策判断を誤ってました、と。数十年後の世代が責任をとらないかんことになりますよ。そういうふうなことをね、これまでからズーッとやってきたわけじゃないですか。今回の使用済核燃料のやつだって、30年前に原発を始めたときどき言っていたんですか。地元でね、使用済核燃料が出てくるかもしれんけどこれはまた再処理して、または安全な処理処分の方法が数十年後には出てくるでしょう、と。そういうことを地元で説明してムリヤリ運転してきたわけでしょう。その30年経って今でもね、安全な処理処分の仕方がない、と。再処理工場だって安全に動いている状況がないわけですよ、日本ではね。そういうふうなところでムリヤリやろうとしている。30年経ってまだ解決していないものがね、これから解決する見込みは全然ないと私は思いますよ。そういう無謀な計画を今やるというのは本当にいいんですかということなんですよ。

<回答> 今のご指摘は、再処理工場が動かないというご指摘ですか。

<質問> 六ヶ所の前に東海でさんざん経験しているじゃないですか。あの路線じゃあダメだということで、あれはつぶれたわけでしょう。今度何をするかと言えば、デッドコピーじゃないですかフランスの。実験的に積み上げたという

技術的な積み上げも全然ないところへいきなり持ってきて、商業用再処理施設でワークと行きますというような過程というのは、技術者の観点から見ても、おかしいと思いませんか。

< 回答 > 私自身技術者じゃありませんから、こんな人間がこんなことをやっていること自身がおかしいと思われるのかも知れませんが、私は技術的な評価を完全にやれる人間じゃありませんから、逆に言うと、与えられた前提の中で制度を作るとすればどういう制度になるのかというのが課せられた業務だと思ってやっているわけですけれども、それが、その、「すべて知っている人間がすべてをやれ」と言われれば、それは役所としても限界があるとは思いますが。

< 質問 > たとえばね、今議論になっているんですが、すべてスムーズにこなす場合とか、途中で何か事故を想定してこれぐらいの量をこれぐらいの年限でというケースであるとか、いくつかのケースを提出してですよ、日本の場合だったら、六ヶ所の場合だったら、フランスのUP3のことも考えてですよ、どのぐらいのケースが適当であるのか、そういう選択肢もないわけですよ。

< 回答 > まあ、そういうケース分けして出されているというよりは、今のコスト等検討小委員会の報告は一つのケースが出されていて、その変動要因という形で示されているというのが今の前提の内容ですね。

< 質問 > すごく曖昧でわかりにくいですが、これね。いろんな実態がケースとして出てくると思うんですよ。

< 回答 > どのケースかというのを、1個1個ケースとして検証するよりは、一つのケースに変動ということをやったのが、それ自身がいかどうかというご議論はあるのかも知れませんが、やったのは…

< 質問 > 変動という言葉で済ましてもわかりませんよ。もっと具体的にきっちとケースに分けてね。じゃあ、日本の場合で制度を決めていく場合にどのケースを想定した方が一番現実的であるかどうかの、そういう議論がないと、うまく議論がかみ合わないと思うんですよ。違いますかね。

< 回答 > まあ、今、どういうやり方でやるのがベストかということに関しましては、その結論自身がおかしいというご指摘かも知れませんが、少なくとも繰り返しになりますが、コスト等検討小委員会の少なくとも結論としては、一定の前提を置けば合理的だと言われてなっているわけですよ。それが合理的じゃないという議論はその結論がおかしいというご批判だと認識しますが、少なくとも、今前提としてやっていること自身は合理的だと考えられているものを前提にやっているということはご理解いただければと思います。

< 質問 > 経済産業省としての政策判断の問題を聞きたい

んですけどね。これまでは経済産業省として原発・核燃料サイクルをこう推進するんだという路線がね、通産省時代ですかね、出てきていたわけですよ。長計に基づいて政策をこういうふうに進めるとね。ところがね、経済産業省の時代になってから、なぜか知らないけど、これは電事連サイドがやることであって、政府としては目標を設定することもしないし、推進をプロモーションすることもしないという見解に変わってきているんですよ。それは間違いはないですか。

< 回答 > それは、過去にどういう説明をされてきたかはあれですけども、要は、原子力政策についてはですね、核燃料サイクル政策もそうですけれども、必要性和意義について説明するというのが、国の責任であって、それをやっつけていかなければいけないというふうになっておりまして、実際には事業を進める事業者がいますから、それはその具体的な計画というものは事業者が進めていく、その進めていく過程で当然安全の問題等もいろいろありますから、それは安全の部門で一つ一つステップを踏んで進められていくというふうには考えていますけれども。

< 質問 > この間ね、5月21日に聞いた話で、2010年までに4基、2030年までにプラス6基という計画を聞いたときに、それは経済産業省の目標ですかと聞いたら、目標ではございません、と。趨勢です、と。趨勢とは何やと聞いたら、電力需要のカーブがこうなるんで、それに合わせて2010年と2030年とを引いたらこういうふうなカーブになるんで10基ぐらいの増設に止まります、と。4基と6基とで10基、これは趨勢でそうなるんであって、目標ではございません、と。それを推進するのは電力会社の判断であって、経済産業省としては一切目標とか、推進するとかは言った覚えはありません、と言われたんでよね。これまではそんなんじゃないですか。目標は2010年までに十数基とかね、電力の尻を叩いて、やれ！やれ！と言ってやってきたわけじゃないですか。それがこの間になったらね、経済産業省がむしろ目標は設定せずに、成り行き任せでドットとやっている、と。今回の制度措置検討だってね、電力会社が未回収金があるんで回収してくれと電力会社はこのままでは電力自由化の中で立ち行かないので、制度措置を考えてくれと言われて、そのままに電事連が40年間に3.2万再処理しますよと言うたら、そのとおりの仮定で計算したらこうなりますと、そういう形で制度措置を考える。これやったら、経済産業省としての国民に対する責任ある政策の提示になってないじゃないですか。違いますか。

< 回答 > それをもってなっていないと言われてしまうと、我々は何をやっているんだということになりますけど…

< 質問 > そうですよ。何やってんですよ。

< 回答 > 少なくとも、コスト等検討小委員会があつてですね、そこで18.8兆円という数字が出てきたのを全くチェック

せずにやっているのかということ、そこはチェックしたわけですよ、小委員会としては、これから先が皆さんのあれと合わない。これが合理的と判断をした、その判断自身がおかしいというところは、ご批判としてあるのかも知れませんが、少なくとも小委員会としては一種合理性のあるスケジュールであり、コストなんだとなっているわけですよ。

<質問> おたくらが言うのはね、委員会でそうになっています。経済産業省の判断ではございません、と。これがズッとそうなんです。委員会でいろいろ議論されて決まってきました。経済産業省はそれを受けてやるだけです、と。

<回答> それを受けて制度を作っていく、それを国会なりに諮っていくわけですよ。

<質問> 経済産業省として責任ある政策というのは自分からは出さないんですか。

<回答> それは我々として出す・・・

<質問> 大臣としてね、我々はこう考えると、国民の皆さんこれでいいですか、何で言わないんですか。全部ね、電事連の言いなりにやってきている。40年間再処理すると言えばその通りでね。そんなもん政策判断として無理やぞと何で言わないんですか。

<回答> それはそういう40年やるのがどうかということについて、今のところ政府で原子力サイクル政策として出していないというわけでは、たぶんないと思うわけですよ。

<質問> どういうこと？

<回答> 政府としての見解は何に書いてあるかと言われるればですね、それはエネルギー基本計画に書いてある原子力は基幹電源だとかですね、そこは示しているわけですよ。政府としての。そして政府の一員である経済産業大臣はそれに則ってやるわけですよ。それでは足りないというご指摘ですか。

<質問> 今は核燃料サイクル政策が問題になっている。

<回答> 核燃料サイクル政策についても、あの中には書いてあるわけですよ。

<質問> それ自身がね、今日から審議が始まるわけですよ。

<回答> 今日始まるのは、内閣府の原子力委員会で長期計画について、新しい長期計画について議論が始まるというわけです。

<質問> これまでのそちらの説明の基本的な根拠となっているのはね、エネルギー基本計画で閣議決定されたので、平成16年末までに結論を得るとなっているものが根拠

になっているわけですよ。ところが、原子量委員会のほうで、これから再処理も含めて議論が始まるわけですよ。そして、まさに今日、検討が始まっているわけでしょう。それはね、少なくとも17年末までに結論を出したいといっているんですよ。なぜ、そんなに急ぐんですか。原子力委員会で基本的なことが変わったら、実際に原子力委員会の中に入っている人達もねいろんな意見を出しているわけですよ。たとえば、全量再処理するのかどうかという問題を含めてやっているわけでしょう。それで変わったら、前提がガラッと変わってしなうわけでしょう。しかも、それは17年末までにまとめると言っているわけでしょう。なぜ、それまで待たないのか。

<回答> 先ほど申しましたように、そういうご意見は前回の分科会でも出ておりますけれども、それに関してはですね、その報告にも書かれておりますように、前提が変わればそれに対応した見直しはしますと。

<質問> だけど、ものすごく大きな変動が起こるかもしれないわけでしょう。単にね、前提が変われば見直しをしますよという簡単なものじゃないと思いますけどねえ。

<回答> ですから、前提が大きく変われば、大きく変わるでしょう。

<質問> そうだったら、皆さん方、非常に無駄な仕事をしているということになるでしょう。

<回答> ですからね、それを無駄だのご指摘があるかもしれませんが、他方、我々政府の人間としてですね、政府が閣議決定した中に16年末までに考えると、これは、原子力委員会でやることとは別にこういうふうに決められている中ですね・・・

<質問> 原子力政策そのものに1年のずれがある、1年の齟齬があるということじゃないんですか。

<回答> いいですか、その差の中でですね、まずこっちをやって、向こうが変われば、それに合わせてこちらは変わらなければいけないと、我々はそこまで認識しているわけですよ。向こうを待っていいとはどこにも政府として・・・

<質問> けど、皆さん方が計算している前提そのものが、少しだけ変わるとかね、1~2%だけ変動するとかいうものじゃない可能性があるわけですよ。にもかかわらず、敢えて、少なくとも1年ぐらいいはね、この結論が出るのを待ってからやってもいいんじゃないかというのが普通の国民としての感覚ではないかと思うんですけどねえ。

<質問> 18日の電気事業分科会だったか、忘れてしまったんですけど、内閣府の永松審議官が今度の長計は5年ごとの定期点検だけれども、たとえば、1年ごと、大きな政策の見直しではないけれども1年ごとに政策の点検をしていくとか、そういう作業で透明性を高めていくだったか、



国民的合意を高めていくだったか、現実に政策を近づけていく方向で考えたいと言っていたと思うんですよ

<回答>それはたぶん僕は聞いていないので、分科会ではない、どこか別の場ではないかと思うんですが。

<質問>別の場だと思いますが、たぶん、そういう姿勢でいて、じゃあ、エネルギー基本計画にはそういう姿勢はないのか。たとえば、エネルギー基本計画の座長をやった茅さんがたとえば、全量再処理とワンスルーについて別の対談とかで言っている内容と他の役人が言うこととか、自民党のエネルギー族のブルトニウム・タリバンさん達が言うこととか、同じエネルギー基本政策、基本計画を言うときに言い方が違うわけですよね。その辺、うまく、そういう解釈が違うんだったらもう一回議論し直せばいいんですが、だいぶ違うところがある役人の間では思っていないかというの、あれですが。まあ、戻るんですけども…

<回答>今の質問には答えなくても…

<質問>ええ。だいぶ戻るんですけども、34~40銭から下がったことで18日の電気事業分科会のときに、これに関する質問に対する回答、回答かどうかわからないんですけども、東電の勝俣社長が2点ある、と。1点目については、いわゆる六ヶ所に係わる使用済燃料以外のものはずすと下がる。もう一つは、耐用年数を1年から40年にしたという発言を確かしていたんですよ。私の聞き覚えでは、それは間違いですよ。

<回答>あのう、委員の意見を間違いだと我々は申し上げるわけにはいかないんですけども、それがどうかと、少なくとも我々の試算で出している13銭という数字に関して申し上げれば、耐用年数が11年から40年に延びたというわけではなくて、先ほど申しましたように、今後40年間で処理される使用済燃料の全体のコストがわかったんで、全体のコストをそれが発電する期間の全体の発電量で割るということによって長くのばすことによって単価が下がってきて、11年の償却期間と勝俣さんが仰った趣旨が今ひとつわかりませんが、私の理解では、11年かどうかわかりませんが、日本原燃と電力会社の間での契約の前提となっているのは、その国民でいう固定費は費用に派生して契約をして、その分だけ売上高を取る、と、契約上の単価として設定するということからすれば、再処理施設というのは、施設としては、機械とかそういうものを入れれば11年のものがあつたり、15年のものがあつたりと、40年ではないわけですよね、少なくとも、そうすると、その間に固定費を回収するためのことを前提とした契約になれば高めに、少なくとも当初は設定されているということからくる間違いだということで、勝俣さんが11年から40年に償却期間が伸びたという言い方は少なくとも我々の理解とは違います。

<質問>ん？たぶん、再処理単価の見直しがされたとい

う、その意味でしょう

<回答>その意味は同じでしょうけども、今ご指摘のあった点でですね、償却期間が11年から40年に延びたのかと言われれば、それは別に法定耐用年数が変わったわけではないので。

<質問>11年間で償却するもので、減価償却してしまう場合に、そのための再掘単価の計算の仕方で行くと今の3.6億円/㌉ぐらいになるんですよ。それを40年ぐらいにするともっと低くなると、そういう低くなるやつでやるのが今回の試算でしょう。その意味だと私は思いますよ。

<回答>少なくともそうですね。だと、僕も思いますけどねえ。

<質問>それじゃあ、それでいいじゃないか。

<回答>その委員の確認をしているわけではないので。

<質問>わかった、わかった。そうしたらね、3.4万を中間貯蔵のまま先送りするというのが、なぜ合理的なんですか。受益者負担主義、世代間公平性ね、この観点から見てなぜ合理的なんですか。

<回答>これも、先送りするというふうになっているわけではなくて、今時点ではその部分のコストが見積もれないので、引当金という制度は作れないというわけですよ。

<質問>ちょっと待って下さいね。これね、石上さんはもう出られましたが、一定の前提を置いて試算していると、契約はなくてもいいんだと、先を見越して、契約がなくても一定の前提を置いて試算できると石上さんは仰ったんですよ。その言葉をそのまま言ったら、六ヶ所で今試算しているわけですよ。その前提でやって、3.4万を本当にね、再処理を考えているんだしたら、そのコストを使用済核燃料が出たときに回収せなあかんのじゃないですか。

<回答>3.4万の再処理のためのコストというのが今の現状の持っているスケジュールの中で出てくるかどうかと言えばそれは出てきていないわけですよ。

<質問>私はもっと難しい再処理だと思いますよ。高燃焼度になるんだからね。それが再処理できるかどうかわかりませんよ。

<回答>それが出ていない中で、それを引当金という制度として積むことは会計上無理だ、と。

<質問>だから、それと同じ論理でね、30年前にコストに見積もらなかったわけですよ。それで、今ね、世代間不公平が発生しているわけでしょう。同じことを今やろうとしているじゃないですか。

<回答>あのう、少なくともですね、第二再処理、第二既発電分、第二過去分という言い方でもいいかもしれませ

んけども、その点では今後はないことが適当というふうに整理されていますけども、分科会報告の20頁に、次のように書かれています。

(自由化と今回の措置との関係)

電気事業の小売自由化は平成12年3月から段階的に実施されているところであるが、今回のバックエンドについての措置は、小売自由化の範囲が、平成17年4月には、我が国全体の電力量の過半を超えることが予定されていることを契機として講じられるものであり、今回の措置をもって、自由化に伴うバックエンド問題の整理は完了するものである。

今後、再処理の具体的な計画を検討することとなる原子力発電の使用済燃料については、電気事業者が具体的な計画を固めるまでの間は規制料金分野を含めてバックエンド費用の料金回収・積立てを行うことは困難である。

この点については、現実的にも、電気事業者が再処理の具体的な計画を固めていないという事実をもって、将来の需要家に再びそれまでの間の発電分の負担を課す可能性を残すことは適切でないことを踏まえれば、今後、再処理する具体的な計画を検討することとなる原子力発電バックエンド費用について改めて第二の既発電分、即ち今回の措置を講じて以降再処理する体的な計画が固まるまでの間の原子力発電のバックエンド費用、を回収するといったことは、本制度措置を前提として、特定規模電気事業者から供給を受けることになった需要家との関係でも、一般電気事業者の規制需要家との関係でも、ないことが適当であると考えられる。

<質問> それやったらね、使用済核燃料の発生そのものをやめないといけないうじゃないですか。そういう措置をどうするかが決まっていなかったらね、そういう無責任に発生させること自身が問題じゃないですか。

<質問> 経済産業省だからお金のことばかり言うんだと思うんですけども、たとえば100万kWの原発を1年間動かしたら、広島型原爆のセシウムに換算して1000発分の核の灰ができるんですよ。世代間の不公平と言いますが、放射性廃棄物の毒性を考えたら、お金には換算できないわけですよ。私はいつもクリアランスレベルのことを言ってるんですけども、今皆さんのお飲みになっているお茶の中に、これからコストを下げようとしたら放射性の物質が入る可能性があります。今ここに座っているイスにも放射性廃棄物がリサイクルと称してコストを下げるために、使われる可能性がありますね。そういうことをずっと続けていかなければいけない。今その、分かれ目に来ています。ある前提があれば、まあ考えているだけと仰いましたけども、たとえば、技術者の方でなくとも、官僚の方だったら書類をチェックするのが仕事ですよ、行政官だったら誰でもなされると思うんですけども、再処理工場のウラン試験の前提となる化学試験の報告書でさえ、満足に出てないわけですよ。そんな状態で合理的な判断したとは全然信

じられない。ここ10年とか20年とかの問題ばかり言ってますけども、TRU(超ウラン元素)なんか考えると、人間が生きている限り、人類が存在する限りのものを残すわけですよ。そういう責任を誰がどう取るのか。たとえば、いろんな小委員会だとか、原子力委員会のいろんな委員だとかおられますけども、そのほとんどの方々は推進している人々で、反対している人どころか未来の世代は誰も入っていません。誰も責任取れないですよ。そういうものをやっぱり毎日毎日突きつけられて、ここに来ておられる方は皆現地の方です、事故の危険性とか毎日常生活しながら不安と闘っておられるわけです。そういうことをいつもここに来て訴えるわけですけども、全然相手にされない。我々は役目を果たしているだけだと。何か、前の議論と似ていませんか、第2次世界大戦のときと。日本はいつも、同じことをやっていますけども、今分かれ目に来ています。経済界からでも見直しの議論が始まっています。だから、こんな馬鹿な措置を進めることはやめてほしい。すごく合理的に考えるんだったら、将来的に目の前に迫っているいろんな破綻を認めて、それを回避するのが合理的な判断ではないですか。

<回答> ご指摘は、これは勉強というわけではないんですけども、勉強と言ったほうがいいのかもしれませんが、原子力発電を止めるべきだという議論と、核燃料サイクルを止めるべきだという議論と、一体という人もいれば、いやそこは別のものだと、この間の分科会では車の両輪以上にもう一体のものだと言う人もいたんですけども、今のご指摘は一体のものと考えて両方ともやめるべきだというご指摘ですか。

<質問> もちろん、それは前提ですけども。もっと、お金のことから言っても、19兆円とかも本当はかかると思いますが、それをどうするかですよ。年金とかも問題になっていますけども、国民は知らされていないですよ。負の遺産とか負のコストを知らされていないから皆黙ってますけども。現実的な問題ですよ、核燃料サイクルを止めるかどうかは。

<回答> 皆さんから見れば、十分ではないというふうに思われるかもしれませんが、少なくとも今回のこの検討に当たっては従来以上に、データ、19兆円について何か隠すとか国民に知らせないとかということはなく、生協の委員からの要求、資料要求に対しては、情報公開法に先駆けてお話ししたりできる限りの情報公開のための努力はしているつもりではありますし、19兆円の中身を隠しているつもりはございません。ただ、それがわかりにくいとか、合理的ではないとかのご指摘については、そういうご指摘があるということは認識しておりますけども、それを隠して、勝手に知らない間にやっしまおうという趣旨でやっていることではないということをご理解頂きたいと思えます。

<質問> 時間が迫っているので、今日はウラン試験をやるかどうか非常にせっぱ詰まった問題で、化学試験で

明らかになった不適合なものもそのまま放置した状態でウラン試験に入るのかという問題もある。現地でやっぱり再処理工場が動き始めたら、真っ先に日常的な放射能漏洩というのが不可避なので、それを被る立場の人が来ておられるんで、直接聞いてほしいんです。

<質問> 6月7日にも、ぜひ化学試験の報告が行ってもすぐには認可を出さないでほしいとお願いして帰りました。部署が違うのかもしれませんが、それが6月17日に、原燃のウラン試験のトラブルの説明会をやったときに、たまたま偶然にも今日認可がありましたとウラン試験に入る法的な許可が出ましたと聞かされたんですね。皆さん非常に有能で着実に仕事を進めてらっしゃるからそういうことになるんでしょうけども、私たちも国民の一人で、今必要じゃないことを着実に進めていって本当にどうするんだと思います。本当に皆さんは優秀でいらっしゃいますけども、もうちょっと人間的に考えて、地元の私たちが日常的に放射能と一緒に暮らさなければいけないということを考えて、もうちょっとやっぱり考えてほしいなと思いました。理屈はどうでもつくんですけども、でも、やっぱりこれだけ曖昧なものが根拠もないままに進められていくということは、すごく疑問に感じます。ぜひご自分の良心に照らしてお願いします。

<質問> 私は素人ですから専門的なことは言えませんが、再処理するとプルサーマル、MOX燃料というのをこしらえるわけでしょう。それを受ける原発というのは一体どこにあるんですか。私どもは浜岡ですが、絶対、プルサーマルは容認することはできません。ところが、枯れ葉の時に資源エネルギー庁がだいぶテコ入れして頑張ってたのが破れてしたときに、中部電力の社長で、電事連の太田というのが会長をやっていて、次は浜岡で了解が得られればやれるということをポンと言ったんですけどね、ああい無責任なことを言うのは、浜岡の人間をバカにした話でね、浜岡ではプルサーマルの計画は絶対に容認できない。今言った40年間できるというのは、受入を一体どこでやると言うんですか。私どもは絶対に受入は容認できない。あいつらにはどうにかできるだろうということで、計画をやるのが今の40年間どうのこうのというやつで、こら辺から問題にする必要があると思うんですけどね。

<回答> 今のプルサーマルの計画自体がどうなっているのかというお話ですけれども、それについてはですね、今現在計画が公表されて法律上の手続きがなされているものについては、たとえば、福井県にある高浜発電所ですね、そちらで計画が進んでいます。

<質問> それは海外のやつやる。六ヶ所のやつはどうするんや。

<回答> そうい話でありますと、今の時点では、海外の次の六ヶ所についてはまだ、これから計画というのが議

論されるのかなと思っております。

<質問> だから、ないんでしょう。

<回答> 今の電気事業者の計画では2010年度までに16基から18基というところで計画がされているというふうには聞いておりますけども、

<質問> 地元の意向を無視してね、国がどんどん、どんどん計画を進めるとというのが私は問題だと思いますよ。

<回答> 地元の意向を無視してということになりますとそれは非常に問題だと思いますんで、そこは地元の方々のご理解を頂くための話をまずさせていただくということです。

<質問> 絶対、理解はできない。

<質問> 全量再処理とかを前提にしているという話ですけど、プルトニウムを実際作って一体どうするんだということが全く曖昧なままなんです。それもね、再処理を認めるというか、いくらいくらね、3.4万 ㎏やるのとか、3.2万 ㎏しとくだとかの話があるわけですけどね、いずれにせよプルトニウムは作るということはやるんですよ。ところが、プルトニウムをどうするかというのがはっきりしていないのに、まだ現実の話としてとても使えそうにないというのが前提条件になっているんですね。そこがやはり、バカげた前提だなと思うんですよ。

<質問> ここに実は、18日の毎日新聞に広告が出たんですけどね。これが誰かは知らないが、ずいぶんふざけたことが書いてある。プルトニウムの毒性というのは1行も書いてない。いいことばかり書いてある。世の中そうじゃないですよ。地元の人たちを愚弄してるんですよ。枯れ葉の問題だってそうでしょう。地域の衆にお金をポンポンやって、お金でつってだますというような格好で、自治会やなんかでも、お金でつられていくのが現状で、本当にエネルギーがどうのこうのと真剣に考えてるんじゃないですよ。どこの地域で、プルサーマルはいいですよ、ぜひ来てやって下さいというところがないでしょう。

<質問> どこもないですよ。福井だってそうですよ。時間が来てしまっているんで、こら辺で打ち切らざるをえないといけないんですが、山本議員を通して資料請求しても基本的には出さないとい回答しかないじゃないですか。自分たちで間違っているとっておいて、じゃあそれはどういうモデルで計算しているのかと資料請求しても、出せませんという回答じゃないですか。これはあかんのじゃないですか、こんな非公開では。

<回答> 少なくともこれまでの水準よりは出していると思いますよ。それはその法律の中で、我々ができることにも限界があつて…

<質問> さっきの新聞だって、自分に都合のいいことだけ

言って、こういうことがありますよということを隠して、3.4万 t だって、合理的に理解できるなんて国民は誰も思いませんよ。こういうふうな形で進めるというのはやはりやめた方がいいと思いますよ。

< 回答 > さっき、個人の良心に照らしてというお話でしたので、個人的な意見として申し上げますけれども、この報告の中にも書いてありますけれども、国民的な議論が前提であるというのはそれはそのとおりだと思いますし、その理解なしでやること自身が適切だということは、この報

告書の中でも違うと思いますし、合同会議という産構審とエネ庁の中の調査会の会議の中でも理解を得るということは最大限やるべきだというふうに言われていますんで、そういう中で今ご議論のあったようなことはきちんと議論されることは適切だと認識していますし、それなしで騙してやればいいというふうに思っているわけではないと思っております。

< 質問 > ぜひとも今日の声を政策に反映させる方向で検討頂きたいと要望して、終わりたいと思います。